修　繕　請　書

１．　件名　　　○○○○○修繕

２．　履行場所　　　深谷市○○地内

３．　履行期間　　　　　　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで

４．　請負代金額　　　金　　　　　　　円

　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　金　　　　　　円

５．　支払条件　　　検査を完了したのち、正当な支払請求書を受理した後４０日

　　　　　　　　　　　以内に支払うものとする。

６．　その他 　　な　　し

　　　上記の修繕について、別添の契約事項を承諾の上、発注者の指示により完成することをお請けいたします。

　　　　　年　　月　　日

深谷市長　　小　島　　進　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　埼玉県深谷市

　　　　　　　　　　　　　受　注　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　有限会社○○○○

代表取締役　○○○○

（修繕請書に係る契約事項）

１　受注者は、発注者へ提出する請書及びこの契約事項（以下「請書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、請書記載の請負代金額をもって、請書記載の修繕を請書記載の履行期間までに完成すること。

２　受注者は、修繕に関する一切の事項を処理し、また、それらについて発注者の指示があればその指示に従うこと。

３　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

４　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

５　受注者は、修繕の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物等の修繕を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

６　受注者は、天災その他やむを得ない事由により、履行期間までに完成の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、発注者に履行期間の延長について届け出ること。

７　受注者は、成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他この契約の履行により生じた損害について、発注者の責に帰すべき事由により生じたものを除きその損害を賠償すること。また、この契約の履行に伴い、第三者に損害を及ぼした場合についても同様とする。

８　発注者は、修繕完成の通知を受けたときは、その日から14日以内に検査を行う。受注者は、検査の結果、発注者から修補等を要求されたときは、指定された期間内に修繕を履行し、完成したときは更に検査を受けること。

９　受注者の責に帰すべき事由により履行期間内に修繕を完成することができない場合において、発注者は、請負代金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法第８条第１項の規定により決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払いを受注者に請求することができる。

10　発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して成果物引渡しの日から1年間は、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、成果物が金属造、コンクリート造又はこれに類する堅固な建物若しくは機械設備その他土地の工作物である場合は、この期間を２年とする。なお、瑕疵が重要ではなくかつその修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

11　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1)　正当な理由なく、修繕に着手すべき期日を過ぎても修繕に着手しないとき。

(2)　その責めに帰すべき事由により履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に修繕を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3)　契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(4)　前各号のほか、この契約事項に反し、その違反によってこの契約の目的を達成することができないと発注者が認めたとき。

(5)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員（役員として登記又は届出をしていないが実質上経営に関与している者を含む。）又はその支店若しくは常時修繕の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が深谷市暴力団排除条例（平成24年深谷市条例第２号。以下この号において「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は第３条第２項に規定する暴力団関係者（以下この号において「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ　下請契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団（条例第２条第２号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）、暴力団員又は暴力団関係者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ウ　受注者が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者である者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

12　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

13　受注者は、当該契約の履行に当たり、不当介入等（暴力行為、脅迫行為又はこれに類する行為、威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為、その他秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせる行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに警察に届け出なければならない。また、警察の捜査に協力しなければならない。

14　請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者において協議して定める。